

富士電機三重退職者友の会会則（2021年5月30日付）

第1条 目的

退職後も工場、労働組合との、よりよい関係を保つとともに、会員間の親睦交流は勿論、地域従業員とも親睦を図り、健康に留意して豊かな熟年の生活向上を図っていく。

第2条 会の名称

この会は、「富士電機三重退職者友の会」という。（略称「友の会」とする）

第3条 会員

第1条に定める目的に賛同の上、所定の入会手続きを済ませた以下の者を会員とする。

- 1) 富士電機三重地区に原則15年以上勤務（他地区での勤務年数を含む）した後退職し、入会を希望する者（再雇用延長勤務者及び三重地区グループ会社直雇者を含む）
- 2) 選択定年制度適用者の内、入会を希望する者

第4条 入会・退会の手続き

当会への入会及び退会については、当会の役員宛、或いは、労働組合事務所乃至は工場総務宛に申し入れることにより入会・退会ができる。

第5条 会費及び会費の納入

- 1) 会員一人あたりの会費は月額200円、年額2,400円とし、夫婦会員の場合はプラス半額として年額3,600円とする。
また、役員が必要と認めた場合には、臨時会費を徴収することができる。
- 2) 途中入会者の入会年度の会費については、年度末までの残月数分（200円×残月数）とする。
- 3) 会員からの申し出により退会となった場合の会費の返済は一切行わないこととする。
- 4) 会費は次のいずれかの方法により各会員が指定の期日迄に納入するものとする。
 - ①会が指定する銀行口座等への振込（尚、振込手数料は会員負担とする）
 - ②定期総会時に現金支払い
 - ③労働組合事務所にて現金支払い

第6条 会費の未納と自動退会

一会計年度に於いて、数回（2～3回）の督促を行っても会費の納入がなく、且つ、配慮すべき事情等のなき場合は、原則自動退会の扱いとし、会員資格を喪失するものとする。

第7条 会計年度及び会の運営費用

- 1) 会計年度は次の期間とする。
期間 自 本年4月1日 至 翌年3月31日
尚、会計年度終了後、会計監査を行う。
- 2) 第5条に定める会費、及び、会社からの助成金、こくみん共済（2019年全労災から名称変更）等の手数料収入等をもって会の運営費用に充てるものとする。

第8条 役員・会計監査及び相談役

- 1) 当会の役員は10名とし、この中から会長1名、副会長1名、事務局長1名の三役を選出する。加えて、詳細は運用細則に定めるが、多くの会員が居住する四日市市と鈴鹿市については、当該市に居住する会員との円滑な意思疎通の維持を図る為、何名かの役員がその窓口を担当するものとする。
- 2) 役員以外に2名の会計監査を置くこととする。
- 3) 当会として入会している上部団体組織からの要請を受け、会員の中からその団体へ